

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	業務従事者の業務停止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	クリーニング業法第 9 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	クリーニング業法第 9 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 36 第 4 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	営業者への必要な措置の命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	クリーニング業法第 10 条の 2

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	クリーニング業法第 3 条、第 3 条の 2 第 2 項、第 4 条、第 10 条の 2
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、営業者が法第 3 条 (営業者の衛生措置等)、第 3 条の 2 第 2 項 (苦情の申出先の利用者への明示) 又は第 4 条 (クリーニング師の設置) の規定に違反していると認めるときは、当該営業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるために必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 36 第 6 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	営業停止、クリーニング所閉鎖、業務用車両の営業のための使用停止
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	クリーニング業法第 11 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、営業者が法第 10 条の規定による措置命令に従わないときは、期間を定めてその営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 36 第 7 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日